

障害がある人や 保護者への手当



常時の介護を必要とする障害者(児)や保護者に、手当を支給しています。

受給者は所得状況届を忘れずに

前年の所得と扶養状況などの届出が必要です。所得状況届を提出しないと手当を受給できなくなることがあります。

受給資格者には、必要書類などを8月上旬に通知します。必ず、期間内に手続きをお願いします。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 社会福祉課 ☎ (93) 4192

介護職員初任者研修 受講費用を補助します



市内の介護サービス事業所で就労している人を対象に、介護職員初任者研修の受講費用などを補助しています。

■対象者

令和7年4月1日以降に初任者研修を修了し、市内介護サービス事業所などに3カ月以上継続して就労し、かつ申請日に就労している人 など

■補助対象経費

- 初任者研修に要する受講料
- 初任者研修の実施機関が指定した教材費用

■補助額 補助対象経費の1/2

※限度額 5万円

申請方法など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



☎・申込先

高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

国民健康保険の 所得申告



所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者(世帯主)は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。

申告が済んでいない人などには、「国民健康保険税申告書」を9月中旬に発送します。

申告がない場合、軽減措置などが受けられなくなりますので、必ず提出しましょう。

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

将来の年金額を 増やすために



付加年金

国民年金保険料に上乗せして、付加保険料を納付することで、将来受給する年金額を増やすことができます。

■対象者

- 国民年金第1号被保険者
- 65歳未満の任意加入者(保険料免除、納付猶予を受けている人・国民年金基金加入者は対象外)

■付加保険料 月額 400円

■付加年金額

付加保険料納付月数×200円(年額)

任意加入

60歳以降も、申出により任意加入ができ、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

■対象者

老齢基礎年金の受給資格を満たしていない人や満額受給ができない人など

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

固定資産の所有者が 亡くなった時の手続き



固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者(納税義務者)が亡くなったときは、その財産は相続人全員の共有財産となり、固定資産税の納税義務が承継されます。

このため、相続人による次の書類の提出が必要です。

○相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書

(土地と家屋の登記物件・償却資産)

○未登記家屋所有者変更届出書
(法務局で登記していない家屋)

千葉地方税務局からのお知らせ

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 課税課 ☎ (93) 0444

個人事業税の 納期限内納付



個人事業税の第1期分の納期限は、8月31日(月)です。

金融機関窓口やコンビニ以外にも、「地方税お支払いサイト」からクレジットカード納付やスマートフォン決済アプリでの納付ができます。

また、納期限に自動的に引き落としされる便利な口座振替もご利用できます。

必ず納期限内に納めましょう。

※9月から「地方税お支払いサイト」は、「eL お支払いサイト」に名称変更予定です。

☎ 佐倉県税事務所

☎ 043 (483) 1115